

株式会社 森 銀

産業廃棄物適正処理講習会（第4回）

2017年6月24日
甲 府 市

「中間処理の役割と処理施設の在り方」

～現 状 と 課 題～

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

特定行政書士

北 村 亨



1. リマテック（株）の爆発事故

- ①リマテック（株）九州工場は、大分県より
産廃中間処理業の許可を受けている。
- ②許可内容は、**廃油の再生リサイクル**である。
- ③平成25年12月、同社工場にて**火災、爆発の事故**が発生した。
- ④火災原因は、廃油の「ろ過装置」にて、水素が発生し引火した。

参考：産廃処理施設での**火災事故が多発**している。

千葉県野田市の**エバークリーン**、千葉県佐倉市の**佐倉環境サービス**



2. 事業停止の行政処分が出される

- ①平成26年1月23日付で、大分県（産廃課）は、同社に対して4ヶ月の事業停止処分を出した。行政の裁量の範囲
- ②火災事故に対する事業停止処分は厳しすぎると思われる。
隣接施設の火災による類焼被害の場合にも同じく事業停止か？
処分理由：施設設置許可の基準を満たしていないため。
- ③同社工場は産廃の中間処分業に必要な処理施設を有しないこととなるため。
- ④廃掃法に定める基準「事業を的確に、かつ継続して行うに足るもの」に適合しなくなった。



3. 事業停止処分の根拠法令の検討

①廃棄物処理法 第14条の3 (事業停止)

一号「都道府県知事は、産業廃棄物処分業者が次号（二号）に該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる」 【行政庁による裁量の範囲】

二号「その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が環境省令で定める基準に適合しなくなった時」

②適合しなくなったかどうかの判断は、行政庁の裁量の余地が大きい。



4. 事業停止に至った要因と、事故後の対応は？

- ① 同社は、数年前にも火災爆発事故を発生させている。
前回は、事業の再開に向けて地元住民団体への説明会開催時に、火災が再発した場合は、事業停止とする旨の約束＝再発防止協定を結んでいた。
- ② 事故発生時には、「事故報告書」を遅滞なく行政に提出する。
- ③ 処理施設の停止時には、「処理困難通知」を契約事業者あてに送付する。
- ④ 行政（産廃課、消防署、地元市町村）の「立ち入り検査」に全面協力する
- ⑤ 行政の事故に関連した「報告徴収」には即時に対応する。
- ⑥ 事故の「再発防止計画」を作成し、関係する行政、団体に提出する。



5.事故報告書と処理困難通知と改善計画書

①事故報告書について

- ・事故報告書【又は、事故完了報告書】の様式は政令で指定。
- ・提出先：都道府県の廃棄物担当課、政令市の場合は環境部など
 - ・人身事故の場合は、労働基準監督署

②処理困難通知について

- ・処理業として、産廃処分契約を締結している事業者すべて

③改善計画書について

- ・再発防止のための具体的対策を迅速に立案し、行政ほか関係団体に報告



◎産廃処理業者は、**適正処理が困難となる場合** 遅滞なく書面又は電子情報にて**排出事業者**に通知する義務がある。

事例紹介

- ①故障,事故で施設が**稼動不能**、**保管基準超過**
- ②事業の全部又は一部を**廃止**、又は**休止**
- ③許可の**欠格要件**に該当するに至った場合
- ④行政からの**事業停止命令**又は**許可取消処分**。

【重要事項】：同時並行で、廃棄物の処理状況を確認し、都道府県知事宛の「**措置状況報告**」の義務有り。



7.立ち入り検査への対応方法

①行政による「**立入検査**」の**法的**位置づけ

- ・ 法第19条において、「都道府県知事は、事業者及び産業廃棄物処理業者事務所などに立入理検査を行う権限」明文化されている。
- ・ **立入検査拒否、妨害、忌避すると罰則が適用**される。

②**立入り検査時の対応方法**

- ・ 立入検査の項目、目的を明確にするよう丁寧に質問する。
- ・ 工場長、役員など**管理責任者が直接対応**する。
- ・ 相手に「**環境衛生指導員証**」の提示を求め、了解によりコピー。
- ・ 指導事項がある場合には、**文書にて指示を受けたい旨**を申入れる。



8.廃棄物処理施設とは

① 法定の処理施設（15条）は施設設置許可が必要

- ・ 脱水施設【汚泥】 乾燥施設【汚泥】 ・ 油水分離施設【廃油】
- ・ 焼却施設【汚泥、廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず】
- ・ 中和施設【廃酸,廃アルカリ】
- ・ 破碎施設【廃プラ、木くず、がれき類】

② 上記（15条）に該当しない処理施設

⇒ 産廃処分業許可【14条】は必要

- ・ 産廃の品目又は個別に処理方法が該当しない（切断,梱包）場合。
- ・ 法定の処理能力以下の場合。

③ 法定【15条】処理施設では、「設置許可と処分業許可が必要」



9.処理施設の許可基準

- ①所定の処理施設**設置許可**の申請書提出
- ②当該処理施設が法定の**技術上の基準**をクリアー
- ③許可申請会社**役員が欠格要件に該当しないこと**
- ④申請者の能力（廃棄物処理業）が事業上の確かつ適合
産廃処理振興センター講習会修了により認定
- ⑤経理的基礎がある事（過去三年間債務超過でないこと）
- ⑥その他許可権者が指定する各種書類を提出すること



10.廃棄物処理施設の目的

■施設建設の目的を明確にする。

- ・利益確保の視点だけでは根拠が乏しく、将来性がなし。
- ・社会経済状況の将来変動をリサーチし、動向を緻密に検討する。

■大きな目標となる判断項目

- ・現状では処理困難物で、現状の技術では処理方法が限定されている
- ・環境を汚染する原因になっており、社会的に強い要請があるもの。
- ・資源化リサイクルの可能性が大きく、社会的にも評価されるもの
- ・新製品のため対応できる処理方法が少ないもの



11. 今後の可能性の有る事業分野

- ① **エネルギー関連に貢献**の分野。原子力発電もフル稼動は困難)
 - ・ 廃プラ等可燃物の**固形燃料化（RPF）**の分野
- ② **有機物・食品残渣廃棄物**の活用分野（**飼料化、堆肥化、ガス化**）
- ③ **希少メタル**関連**非鉄金属回収**分野（**小型家電リサイクル法**効果）
- ④ **有害廃棄物**の**無害化、固形化、溶融処理**分野
- ⑤ **製造業**の**原材料、資材、燃料供給**分野など



12. 中間処理施設あり方と役割

- ①**廃棄物はマイナス価値**の存在である。
商品などの有価物とは相容れない別途の物
- ②**廃棄物を環境に調和させ相容れる存在とするためには**
法令準拠の適正処理
- ③あらゆる**中間処理・資源化処理の最後の産物は**
最終埋立処分が必然的に必要となる
- ④**最終の受入処分先が確保出来ない**と**資源化の絵に書いた餅**になる。
- ⑤**住民理解と環境配慮の取り組み**により、
事業の**継続性が担保**されることになる。
- ⑥**単なる減量化、減容化、安定化ではなく**
動脈産業に関わる**分野**が**将来性有り**。



13. 中間処理業許可の種類

- ① **15条 許可**———**処理施設設置許可が必要な処分業許可**
◎施設が限定、品目が限定、処理能力も一定以上の基準が設定
- ② **14条 許可**———**施設設置許可を必要としない処分業許可**
- ③ **みなし 許可**———**産廃処理施設〈15条〉における特例許可**
◎同一同性状の一般廃棄物を処理できる産廃処理施設の届出許可
- ④ **広域再生認定施設**———**事業者の自己処理・再生施設（国の認定）**
- ⑤ **特別管理産業廃棄物の処理には別途の許可が必要となる。**



14 中間処理施設の問題点と課題

- ① **前選別**の廃棄物処理の位置づけ
 - ――処理に含まれるか否か 行政の対応が異なる
- ② **事業計画**に前処理を正規に位置づけ
 - ――選別、分解、分別等を中間処理の前処理作業とする
- ③ **有価選別物**の扱い
 - ――廃棄物とは区分した場所に保管。有価物置き場指定必要
- ④ **処理困難物**の扱い
 - ――混入は廃棄物の宿命。困難物は区分し保管。その旨表示
- ⑤ **火災、人身事故**
 - ――安全対策、安全管理は重点。業務上過失傷害致死事故防止
- ⑥ **欠格要件**のリスク
 - ――可能な限り排除するよう法令遵守、社内の組織体制整備



15 処理施設の日常的な施設点検実施を

- ① 周辺地元住民との関係改善項目
⇒ 飛散流出防止など、周辺環境への配慮
- ② 防火、防災、危険物対策の強化
⇒ 消防計画、消防署への届出事項、防火訓練
- ③ 施設の維持管理計画と維持管理記録の保管
⇒ 施設の長期的補修計画、日々のメンテ記録
- ④ 技術管理者、各法定資格者の育成、確保、発令
⇒ 「資格者の存在」ではなく ⇒ 法定は専任義務。
- ⑤ 各種法令の遵守事項 = 廃掃法以外の法令基準も遵守
 - ・ 水質汚濁防止法、 ・ 下水道法 ・ 河川法 ・ 悪臭防止法
 - ・ 騒音防止法 ・ 振動規制法、 ・ 大気汚染防止法 など
 - ・ 都道府県、市町村の環境条例なども。

